

USPTO が手数料改定案を公表
～ 消費者物価上昇分 (3.5%増) を手数料に反映～

2006年6月7日
JETRO NY 澤井、中山

USPTOは5日付フェデラル・レジスター(官報)で消費者物価指数(CPI)の変動に伴う特許関連手数料の改定案を公表した(7月5日までパブリックコメントを受付)。なお、米国では特許法第41(f)の規定により、USPTO長官がCPIの変動率に応じて手数料を改定することを可能としている¹。

USPTOの発表によれば、05年10月から06年9月末までの12ヶ月間における政府のCPI予測数値が3.5%増となることを受けて、07年度(06年10月1日)より、かかる物価上昇を反映し手数料を調整(adjust)すること。一例として、特許(Utility Patent)における、出願基本料(300ドル)、独立請求項超過料金(一項あたり200ドル)、審査料(200ドル)、登録料(1,400ドル)、3回目の支払期日の特許維持年金²(3,800ドル)等は、それぞれ、出願基本料(310ドル)、独立請求項超過料金(210ドル)、審査料(210ドル)、登録料(1,450ドル)、特許維持年金(3,930ドル)等となる。米国料金体系は、この他に、応答延長手数料、従属請求項超過料金、多数従属請求項料金、頁超過料金、再審査請求料等々、多数の料金が設定されているところ、国際特許出願関連手数料と共にこれら詳細については、下記フェデラル・レジスターを参照ありたい。なお、サーチ料は、上記特許法第41(f)の対象外とされていることから、据え置かれる見通し。

また、現行手数料³は、04年12月に成立したオムニバス歳出法(P.L.108-447)による、05-06年度の2年限りの時限法⁴に基づくものであり、これを恒久法とするためにUSPTO料金近代化法案(H.R.2791)が、議会に提出されている⁵。このため、USPTOは、同法案が本年10月1日までに成立しなかった場合に備え、現行手数料の前掲調整案(Option1)のみならず、04年12月の料金改定以前の旧手数料に基づく調整案(Option2)も併せて提案している。

< USPTO 料金調整に関するフェデラル・レジスター >

<http://www.uspto.gov/web/offices/com/sol/notices/71fr32285.pdf>

(了)

¹ 35USC § 41(f) The fees established in subsections (a) and (b) of this section may be adjusted by the Director on October 1, 1992, and every year thereafter, to reflect any fluctuations occurring during the previous 12 months in the Consumer Price Index, as determined by the Secretary of Labor. Changes of less than 1 per centum may be ignored.

² 登録から11年6ヶ月時点

³ <http://www.uspto.gov/web/offices/ac/qs/ope/fee2006may15.htm>

⁴ P.L.108-447 § 803(a)

⁵ http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=109_cong_bills&docid=f:h2791rh.txt.pdf